

委 託 設 計 書

課 長	係 長	照 査	設 計

令和 8年度

設計年月 令和 8年 9月

工期 令和 9年 2月26日

委 託 名 マンホールポンプ場制御盤点検整備（京北特環）

委 託 場 所 京都市右京区京北周山町大山地内
周山第1 ポンプ場 他 2 3 か所

<u>委 託 料 金</u>	<u>円</u>	<u>委 託 価 格</u>	<u>円</u>
		消費税及び	
		地方消費税相当額	<u>円</u>

内 訳 書 （ 総 括 ）

（ 1 / 1 ）

委 託 名	マンホールポンプ場制御盤点検整備（京北特環）							
費 目	工 種	種 別	単 位	数 量	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料								
	電気設備工							
		直接費	式	1				
		直接経費	式	1				
		諸経費	式	1				
委託価格								
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1				
委託料計								

内 訳 書

(1 / 2)

委託名	マンホールポンプ場制御盤点検整備（京北特環）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
委託料									
直接費									
	材料費		式	1					
	計								[材料費]
	一般労務費		式	1					
	計								[労務費]
	直接費計								直接費
直接経費									
	直接経費		式	1					

内 訳 書

(2 / 2)

委託名	マンホールポンプ場制御盤点検整備（京北特環）								
費目・種別	細 別	形状・寸法	単位	数 量	単 価	金 額	数量増減	金 額 増 減	摘 要
	直接経費計								直接経費
計（委託原価）									
諸経費									
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費
委託価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
委託料計									

令和08年度

マンホールポンプ場制御盤点検整備（京北特環）

特 記 仕 様 書

京都市上下水道局下水道部 ポンプ施設事務所

第 1 章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、表記委託に適用する。

2 用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

- (1) 指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。
- (4) 設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3 委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に業務を履行しなければならない。

4 疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5 法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

- | | |
|------------------|-----------------|
| (1) 京都市上下水道局契約規程 | (5) 建設業法 |
| (2) 労働基準法 | (6) 建築基準法 |
| (3) 労働安全衛生法 | (7) 電気事業法 |
| (4) 下水道法 | (8) その他関係法令、例規等 |

6 書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7 現場代理人等

- (1) 受注者又は当局の承諾を得た代理人は、委託期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の委託現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。
- (2) 現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8 適用規格

委託の適用規格は次の各号のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| (1) 日本産業規格 (JIS) | (5) 日本電機工業会標準規格 (JEM) |
| (2) 日本下水道協会規格 (JSWAS) | (6) 電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC) |
| (3) 日本水道協会規格 (JWWA) | (7) 電気設備に関する技術基準 |
| (4) 機械学会設計基準 | (8) その他関係規格及び基準 |

9 励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止・火気厳禁・使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

10 指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

- (1) 委託の施行順序・方法・工程
- (2) 委託に使用する仮設物
- (3) 既設の機器設備の運転・停止に関する事

11 関係監督官庁への許認可申請等

- (1) 法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

12 納入材料及び機器

- (1) 委託業務において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。
- (2) 委託現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続を怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

13 電力及び雑用水

委託業務に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

14 既設構造物の保護

委託業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

15 運搬及び保管

- (1) 破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。
- (2) 各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記委託名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

16 委託現場発生品

受注者は、委託業務によって生じた現場発生品（発注者への返納品等）について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

17 建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのA票、B2票、D票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は委託完了後から、5年間保存しなければならない。

18 安全管理

- (1) 受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。
- (2) 受注者は委託業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要なかつ十分な安全管理体制を組織すること。
- (4) 受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。
- (5) 受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。
- (6) 受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

1 9 受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

- (1) 軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業
- (2) 各検査・試験及び写真撮影
- (3) 委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力
- (4) 現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去
- (5) 委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理
- (6) 関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

2 0 施設停止及び他委託等との競合

受注者は委託業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他委託等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

2 1 段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

2 2 完了検査

- (1) 委託業務が完了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。
- (2) 完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。
- (3) 検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

2 3 損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

2 4 委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はA4版を標準とし、表紙には契約年度、委託件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、A4版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで5年間程度劣化が生じないものであることとする。

なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の 小黑板情報電子化について」（令和5年3月15日付け国技建管 第6号）に基づき実施しなければならない。

2 5 雑則

- (1) 受注者は委託業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 本仕様書の第2章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第1章に優先する。
- (3) 水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した委託業務に努めなければならない。
- (4) 受注者は委託業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第2章 細則

1 委託概要

本委託は、所管施設の円滑な運転操作及び監視を行うため、システムを構成する機器等を保守点検整備するものである。

2 委託場所

京都市右京区京北町周山大地内 周山第1マンホールポンプ場 他23か所

3 委託期間

本委託の期間は、契約の翌日から令和9年2月26日までとする。

4 作業時間

本委託の作業時間は、土曜日、日曜日、祝日等の閉庁日を除いた平日の午前8時30分から午後5時までを原則とする。

5 点検機器

別紙1「点検対象機器一覧表」に示された機器のうち24か所を点検すること。

6 点検内容

第5項の点検機器について、以下の内容を点検すること。

(1) マンホールポンプ制御盤

- ア 外観点検及び清掃
- イ 通信状態の確認
- ウ 内部機器のバッテリー電圧確認（GOT、シーケンサ、通信装置）
- エ 通信機器及び避雷装置の状態確認
- オ その他

7 部品交換

(1) 遠眼警備隊タブレット監視装置セキュリティーソフト更新

- | | |
|--------------|--------------------|
| ア 端末種類 | アップル製 iPad |
| イ セキュリティーソフト | ウイルスバスタークラウド [3年版] |
| ウ 台数 | 7台 |
| エ その他 | |

(ア) 各端末で更新したソフトウェアはウイルス定義を最新とすること。また、端末にライセンス有効期限を表示すること。

(イ) ソフトウェアライセンス及びシリアルナンバー情報は出力版をファイリングしたうえで

完成図書とは別に提出すること。

8 その他

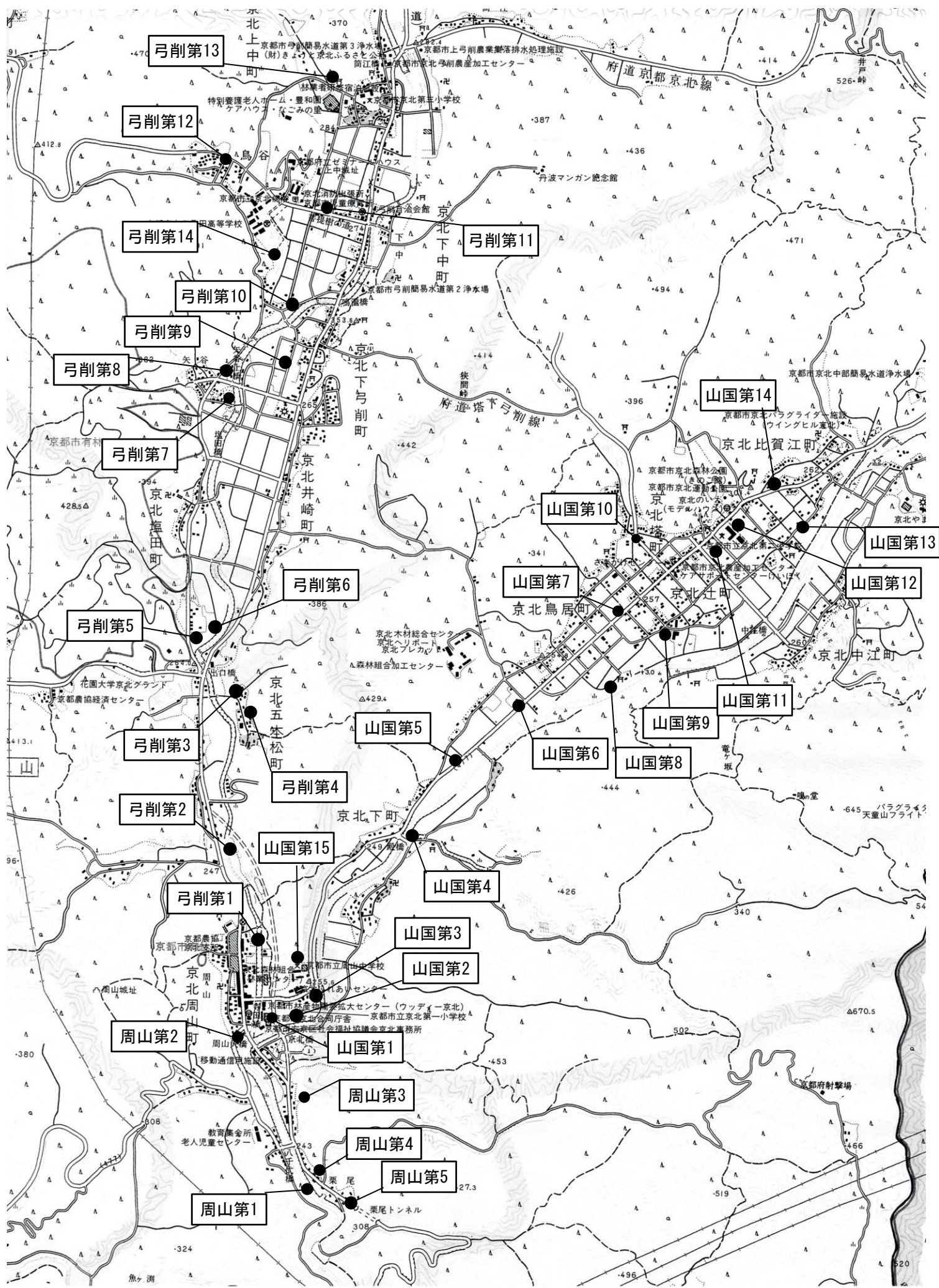
- (1) 契約締結後、速やかに監督員と打合せを行うこと。また、作業開始までに作業計画書及び測定器の試験成績書を監督員に提出すること。
- (2) 本委託は、稼働施設内での作業となるため、施設停止は最小となるように努め、施設の損傷及び管理業務への支障が出ないように注意すること。
- (3) 不良箇所又は不具合が発見された場合は、速やかに報告し可能な限り原因調査までを実施すること。
- (4) 雨天時には、作業の中止、延期を指示することがある。
- (5) 本委託に際して道路通行等に影響を与える箇所については、適切な交通誘導員を作業中常時配置するとともに、当局の承諾を得てから関係各所へ申請し、道路使用許可を得ること。

マンホールポンプ場

	機器名称	所在地		機器名称	所在地
1	周山第 1 ポンプ場	右京区京北周山町大山	1 9	山国第 1 4 ポンプ場	右京区京北比賀江町中西
2	周山第 2 ポンプ場	右京区京北周山町西丁田	2 0	山国第 1 5 ポンプ場	右京区京北周山町尼谷
3	周山第 3 ポンプ場	右京区京北周山町泓	2 1	弓削第 1 ポンプ場	右京区京北周山町下台
4	周山第 4 ポンプ場	右京区京北周山町森ノ下	2 2	弓削第 2 ポンプ場	右京区京北周山町卯瀧谷
5	周山第 5 ポンプ場	右京区京北周山町綾ノ森	2 3	弓削第 3 ポンプ場	右京区京北五本松町 下八面田
6	山国第 1 ポンプ場	右京区京北周山町上寺田	2 4	弓削第 4 ポンプ場	右京区京北五本松町垣内
7	山国第 2 ポンプ場	右京区京北周山町下寺田	2 5	弓削第 5 ポンプ場	右京区京北五本松町 西稲川原
8	山国第 3 ポンプ場	右京区京北周山町上寺田	2 6	弓削第 6 ポンプ場	右京区京北五本松町 新稲川原
9	山国第 4 ポンプ場	右京区京北下町岩ノ元	2 7	弓削第 7 ポンプ場	右京区京北下弓削町 新矢谷前
1 0	山国第 5 ポンプ場	右京区京北下町島崎	2 8	弓削第 8 ポンプ場	右京区京北下弓削町中垣内
1 1	山国第 6 ポンプ場	右京区京北下町山ノ鼻	2 9	弓削第 9 ポンプ場	右京区京北下弓削町清田
1 2	山国第 7 ポンプ場	右京区京北鳥居町松根	3 0	弓削第 1 0 ポンプ場	右京区京北下弓削町洲崎
1 3	山国第 8 ポンプ場	右京区京北鳥居町宮ノ元	3 1	弓削第 1 1 ポンプ場	右京区京北下中町赤田
1 4	山国第 9 ポンプ場	右京区京北辻町下河原	3 2	弓削第 1 2 ポンプ場	右京区京北田貫町鳥谷
1 5	山国第 1 0 ポンプ場	右京区京北塔町三明谷	3 3	弓削第 1 3 ポンプ場	右京区京北上中町宮ノ下
1 6	山国第 1 1 ポンプ場	右京区京北塔町中筋浦	3 4	弓削第 1 4 ポンプ場	右京区京北下弓削町沢ノ奥
1 7	山国第 1 2 ポンプ場	右京区京北塔町中筋浦	3 5	上弓削中継ポンプ場	右京区京北上弓削町筒江
1 8	山国第 1 3 ポンプ場	右京区京北比賀江町藤原	3 6	上弓削第 1 ポンプ場	右京区京北上弓削町前川原

	機器名称	所在地		機器名称	所在地
3 7	上弓削第2ポンプ場	右京区京北上弓削町西中筋			
3 8	上弓削第3ポンプ場	右京区京北上弓削町二反目			
3 9	上弓削第4ポンプ場	右京区京北上弓削町スノコバシ			
4 0	上弓削第5ポンプ場	右京区京北上弓削町沢ノ尻			
4 1	上弓削第6ポンプ場	右京区京北上弓削町西沢			
4 2	上弓削第7ポンプ場	右京区京北上弓削町西沢			
4 3	上弓削第8ポンプ場	右京区京北上弓削町鴨鼻			
4 4	上弓削第9ポンプ場	右京区京北上弓削町寸田			
4 5	上弓削第10ポンプ場	右京区京北上弓削町河原			
4 6	上弓削第11ポンプ場	右京区京北上弓削町宮ノ下			
4 7	上弓削第12ポンプ場	右京区京北上弓削町上谷口			
4 8	上弓削第13ポンプ場	右京区京北上弓削町百合ノ鼻			
4 9	上弓削第14ポンプ場	右京区京北上弓削町下市ノ台			
5 0	上弓削第15ポンプ場	右京区京北上弓削町千谷口			
5 1	上弓削第16ポンプ場	右京区京北上弓削町舟			
5 2	上弓削第17ポンプ場	右京区京北上弓削町筒江			
5 3	上弓削第18ポンプ場	右京区京北上弓削町筒江			

マンホールポンプ場 位置図



上弓削マンホールポンプ場 位置図

